

【65歳以上 自己負担免除の対象者の確認書類】

① 生活保護世帯に属する方…被保護者証明書（夜間・休日等受診用）

※「保護廃止（停止）証明書」は自己負担免除の確認書類とはなりません

② 市民税の所得割非課税世帯に属する方

…市・県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分が必要）

* ②の「市・県民税課税台帳記載事項証明書」の代用となる書類

ア) 「介護保険料納入通知書」：所得段階が第1～3段階の方のみ

（8月上旬に送付されたもの、4月に送付のものは使用できません）

イ) 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」

ウ) 「介護保険負担限度額認定証」

エ) 「介護保険特定負担限度額認定証」

オ) 「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」

カ) 「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」

キ) 「中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証」

上記の認定証等をお持ちの方は、必ず接種前に提出してください。

精算後に自己負担免除対象者であることが分かった場合の対応およびご返金は致しかねます。ご了承ください。

令和2年10月1日

原田病院